



# 労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315

## 事業主のみなさまへ

1 10月1日～7日は、全国労働衛生週間です。

＜全国労働衛生週間スローガン＞『 **推してます みんなの笑顔の 健康職場** 』

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、**今年で75回目**になります。今年も、各事業所の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

◆今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保について、「**こころ**」と「**からだ**」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

◆誰もが**安心して健康に働ける職場づくり**へのご協力をお願いします。

2 10月は「**年次有給休暇取得促進期間**」です。



～**新しい働き方・休み方**を実践するために、**年次有給休暇**を上手に活用しましょう～

◆年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう！

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が高くなっており、労働基準法を遵守する観点からも年次有給休暇の計画的付与制度の導入は重要となります。

◆時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

[年次有給休暇促進特設サイト](https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/) 検索

詳しくは厚生労働省特設サイトへ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

① の問合せ ➡ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 電話：06-6941-8940

② の問合せ ➡ 大阪労働局雇用環境・健康課 電話：06-6949-6500

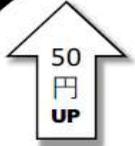


# 大阪府の最低賃金は

☑ 使用者も  
☑ 労働者も  
必ずチェック  
しましょう!

令和5年10月1日

時間額  
1,064円



令和6年10月1日  
から

時間額  
**1,114**  
円

最低賃金制度のマスコットチェックマン



最低賃金に関する特設サイト

- ◎大阪府最低賃金は府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含むすべての労働者に適用され、府内の使用者は時間額1,114円以上の賃金を支払う必要があります。
- ◎また、特定の産業の労働者については、別に「特定（産業別）最低賃金」が定められています。
- ◎大阪府では、賃上げや就業環境整備を検討する事業主に対し、種々の支援制度をご用意しています。

問合せ:大阪労働局労働基準部賃金課  
TEL 06-6949-6502  
または最寄りの労働基準監督署へ

## 1. 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。  
詳しくは、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターホームページをご参照ください。



## 2. 賃上げを支援する制度

①業務改善助成金  
※中小企業向け

生産性向上に資する設備投資を行った上で、事業場内の最低賃金を時間額で30円以上引き上げた場合、設備投資費用の一部を助成します。



②キャリアアップ助成金  
※中小企業以外も利用可能

パートなど有期雇用スタッフのキャリアアップを促進するため、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画※」を作成し、正社員化や処遇改善の取組みを実施した事業主に支給されます。(※詳しくは厚生労働省ホームページへ)  
※キャリアアップ計画とは、有期雇用労働者のキャリアアップに向けた取組みで、対象者や目標、期間、取組み内容を記載したものです。

社会保険適用時処遇改善コース!  
いわゆる年収「106万の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組みを行う場合の助成金



※その他にも賃金引き上げを実施した企業の取組み事例や賃金引上げに向けた種々の支援施策など参考となる情報は [こちら](#)

# シニア人材の活用を!

～深刻化する人材不足時代を迎え、シニアの能力を活かす事業主が利用できる助成制度があります。～

## 1. 定年を引き上げる、撤廃する事業主が利用できる「65歳超雇用推進助成金」

### ① 65歳超継続雇用促進コース

対象となるのは、65歳以上への定年の引き上げや定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入などを実施する事業主です。助成の一例として、60歳以上の雇用保険被保険者数10人以上の事業主が70歳以上の継続雇用制度を導入した場合、100万円が助成されます。

### ② 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

専門家に対する委託費やコンサルタント料、その実施に伴う機器やシステム、ソフトウェアの導入など、高年齢者の雇用管理制度を実施した事業主に対して、経費(申請上限50万)の60%(中小企業以外は45%)を助成する制度です。

### ③ 高年齢者無期雇用転換コース

対象となるのは50歳以上かつ定年年齢未満の労働者を、無期雇用労働者に転換させた事業主です。対象労働者1人につき中小企業は30万円が助成されます。上限は1年度1適用事業所あたり10人までとなります。

お問い合わせ：TEL 06-7664-0722

高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部  
高齢・障害者窓口サービス課

## 2. 60歳以上のシニア人材を雇い入れた事業主が利用できる「特定求職者雇用開発助成金」

### ① 特定就職困難者コース

対象事業主となるのは、60歳以上の高年齢者をハローワークや民間の職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主です。

### ② 対象労働者は?

正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新できる契約であること)として採用する高年齢者が助成対象となります。

※「特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース」には、高齢者のほか、母子家庭の母、父子家庭の父、身体・知的障がい者も対象とされています。詳細については、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

### ④ 助成額は?

対象者1人当たり中小企業は60万円(中小企業以外は50万)が助成されます。

お問い合わせ：TEL 06-7669-8900 大阪労働局助成金センター